

1. 件名：福島第一原子力発電所における循環注水冷却・滞留水等に係る定例会
2. 日時：令和4年12月16日（金）10時30分～12時30分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

正岡企画調査官、佐藤室長補佐、新井安全審査官、横山係長、高木係長、  
塩唐松係長

高木技術参与（テレビ会議システムによる出席）

福島第一原子力規制事務所

松本防災専門官（テレビ会議システムによる出席）

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

福島第一原子力発電所 担当10名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、資料に基づき、主に以下の説明があった。
  - 汚染水対策スケジュール
  - 水処理設備の運転状況、運転計画
  - 福島第一原子力発電所の滞留水の水位について
  - 地下水ドレンの稼働状況について
  - サブドレン稼働状況について
  - サブドレン No. 45, 212 詰まり抑制対策について
  - 個人線量の評価用測定器変更に伴う実施計画の変更について
  - ALPS クロスフローフィルタ国産品導入に伴う実施計画記載追記について
  - 淡水確保に伴う処理途上水の仮設移送について
- 原子力規制庁は、上記説明について確認するとともに、以下のとおりコメントした。
  - サブドレン No. 45, 212 詰まり抑制対策に伴う実施計画への反映については、認可済の配管仕様や構成と同じものを適用するとしており、実施計画の変更箇所としては添付図面のみの軽微な修正（ルート図の修正等）であるため、記載の適正化とすることが適当である。なお、記載の適正化に伴う使用前検査の手続きの可否等については、東京電力において原子力規制庁担当課に必要な確認を行うこと。
  - 個人線量の評価用測定器変更に伴う申請に当たっては、東京電力柏崎刈羽原子力発電所及び福島第二原子力発電所での同一内容の申請に関する審査状況を踏まえ、放射線業務従事者以外の被ばく管理方法等の適切性を含め説明できるよう、必要な検討及び準備を進めること。
  - ALPS クロスフローフィルタ国産品導入に伴う実施計画への反映については、準拠規格及び基準を新たに追加するものであることなどから、実施計画の変更認可申請として必要な検討及び準備を進めること。
  - 淡水確保に伴う処理途上水の仮設移送について、運用の範囲で実施することは可能であるが、仮設部分からの漏えい防止策や漏えい時の早期検知策などに係る安全対策をまとめて示すこと。
- 東京電力から、上記コメントについて了解した旨回答があった。

## 6. その他

資料：

- 汚染水対策スケジュール（2022年10月27日現在）
- 水処理設備の運転状況、運転計画（2022年11月4日～2022年12月1日）
- 福島第一原子力発電所の滞留水の水位について（2022年11月4日～2022年11月17日）
- 地下水ドレンの稼働状況について
- サブドレン稼働状況について
- サブドレン No. 45, 212 詰まり抑制対策について
- 個人線量の評価用測定器変更に伴う実施計画の変更について
- ALPS クロスフローフィルタ国産品導入に伴う実施計画記載追記について
- 淡水確保に伴う処理途上水の仮設移送について

以上